

# 緊急のお知らせ

マンション・団地・アパートに  
お住まいの方へ

最近、マンション・団地・アパートの火災が増加しています。

令和4年のマンションなどで発生した火災件数は

16件（9月末日現在）と昨年と比較すると倍増しています。

マンションなどの住宅火災では、

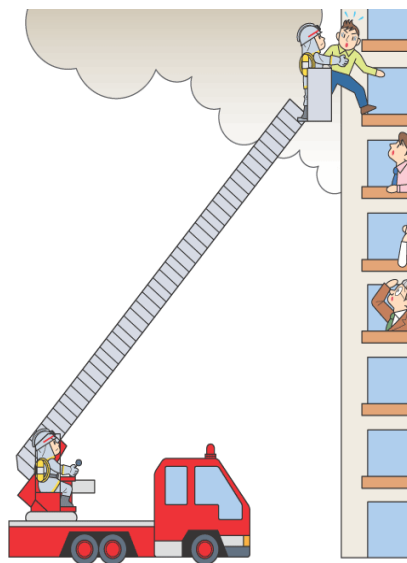
逃げ遅れて、亡くなるケースが

多く見られます。

大切な生命、財産を火災から守る

ためにも、住まいの防火対策について、

今一度家族全員で話し合いましょう。



空気が乾燥し火災が起こりやすい季節になります。  
住宅火災の対策を、もう一度確認しましょう！



## 住宅火災の主な原因に注意しましょう

### たばこの管理はしっかりと！

- ・寝たばこは絶対にしない
- ・うたた寝に注意する
- ・吸殻を灰皿にためない
- ・吸殻は水で完全に消してから捨てる
- ・火種を落とさないよう安全な場所で喫煙する



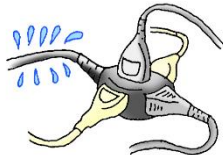
### 調理中は目を離さないで！

- ・調理中に離れない
- ・周囲に燃えやすいものを置かない
- ・防災品のエプロンやアームカバーを使用する
- ・火が鍋底からはみ出さないように調節する
- ・安全機能(Siセンサー)付きコンロを使用する



### 電気も火災の原因になります！

- ・使っていないプラグは抜く
- ・定期的に掃除する
- ・束ねて使用しない
- ・家具などの下敷き、折れ曲がりに注意する
- ・タップは決められた容量内で使用する



### ストーブの使用方法に注意！

- ・周囲に燃えやすいものを置かない
- ・外出時や就寝時は必ず消す
- ・給油は必ず消してから行う
- ・ストーブの近くで洗濯物を乾かさなないで！



## 住宅用火災警報器をチェックしましょう

住宅用火災警報器は、煙や熱を感知し、警報音などで火災の発生を知らせてくれます。

- 設置場所は、寝室、階段です。
- 本体にあるボタンを押すか、ヒモを引いて異常がないか、定期的(最低1年に1回)に作動点検をしましょう。正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。



- 交換は「設置後、10年」が目安となります。経年劣化した警報器は火災を感知しなくなることがあるためとても危険です。忘れずに交換しましょう。



## 防火管理者制度について



飲食店、店舗などの建物の所有者は、ある一定の規模に達すると、消防法に基づく防火管理者を定め、防火管理を行う必要があります。

しかし、ただ自ら防火管理者であるといっただけでは消防法で規定する基準を満たすことはできません。防火管理者になるためには、防火管理者の講習を受講し資格を取得する必要があります。

また、建物の大きさによって防火管理者の種類も分類されています。このことから、使用している建物の大きさにあった防火管理者の資格を取得する必要があります。

### Q1 マンションに防火管理者は必要なの？

建物の規模にかかわらず、消防法の規定による収容人員の算定で、店舗・飲食店など（特定防火対象物といいます）は30名以上から、美術館・事務所など（非特定防火対象物といいます）の場合は、50名以上から防火管理者の選任が必要になります。

マンションや団地の場合は、収容人員50名以上で防火管理者の選任が必要です。

収容人員の数は、住んでいる人の数で、各住戸の居住者の数の合計した数が、そのマンションなどの合計人数となります。

### Q2 防火管理者は何をすればいいの？

マンションなどの防火に関する内容について、例えば火気使用や避難上又は防火上必要な建物の管理を行う必要があります。

つまり、防火に関するリーダー役を担うことになります。

定期的に消防訓練を実施し、住まいの防火対策について、住民の皆さんと確認しましょう。



## Q3 消防訓練は何をすればいいの？

### なぜ消防訓練が必要なのでしょう

マンションなどで防火管理者の選任が必要な防火対象物については、年1回以上、消火と避難と通報訓練を実施しなければなりません（法第8条、規則第3条）。

万が一災害が起きた時、落ち着いて行動するために必要不可欠なものです。消火器の使用方法、119番通報の方法、居住者を安全に避難させるための行動などを普段からみなさんで確認することが、重要なポイントとなります。

自分の財産は自ら守らなければなりません。年1回以上の消防訓練を実施する計画を立てて、いざ、という時に備えましょう。

### 消防訓練のやり方

※まず火災を発見したら、周囲に火災を知らせましょう。

- ・大声で火災を知らせる
- ・非常ベルの発信機を押す

#### 1 消火訓練

- ・消火器や屋内消火栓などの初期消火設備の使用方法を知る。
- ・消火器などの設置場所を確認する。
- ・火元を想定し、実際に消火器などを持って行き、消火のマネをする。（実際に使用すると大変なことになるので使用しない）

#### 2 通報訓練

- ・自分の建物の住所、マンション名称、電話番号を覚える。
- ・実際に119番通報してみる。  
（訓練の5分前に一般電話（049-222-0700）に連絡していただければ、119番通報訓練が実施できます。）
- ・119番通報は慌てず、職員からされた質問で分かっていることを伝える。（曖昧な回答は混乱するので分からないと答える）

#### 3 避難訓練

- ・避難経路を確認する。避難経路に障害になるものが置いてあった場合は、整理整頓する。



消防訓練の方法が分からない場合は、  
遠慮なく消防署へ連絡してください！喜んで参上いたします！  
もちろん出張費は無料です！！



## 建物に設置してある消防用設備を知っていますか？

マンションなどには、火災が発生したときに使用する、消防用設備等が設置されています。消防用設備等とは、消火器、避難器具などのことで、建物の利用者である皆さんが使用するものです。今一度、建物に設置してある設備を確認し、いざという時に備えましょう。

建物の居住者や従業員の方などが使う設備	消火設備	消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備など
	警報設備	自動火災報知設備・非常ベル・非常放送設備など
	避難設備	すべり台・避難はしご・緩降機・誘導灯など
消防隊が使う設備	連結送水管・連結散水設備・排煙設備・非常用コンセント設備など	

## 消防用設備等① 消火器

火災が発生した場合、初期の段階で消火できれば火災が大きくなることを防ぐことができます。天井に火が燃え移る前なら「消火器」で十分消火することができます。

消防訓練などを通じて使用方法を覚えましょう。また、どこに設置されているか確認しましょう。

『消火器』を使用する時は、必ず逃げ道を確認します。



普段から確認すること

- ① 使用方法を確認しましょう。
- ② どこに設置されているか確認しましょう。
- ③ 古い消火器は交換しましょう。  
(目安製造から10年)



使用方法(使用する前に逃げ道を確認!!)

- ① 火元の近くに運ぶ。
- ② 消火器上部についている黄色の安全栓を外す。
- ③ ホースのノズルを握り、火元に向ける。
- ④ レバーを強く握り、消火薬剤を放射する。

### 古くなった消火器の処分は適切に

消火器は、一般ゴミ(不燃・有害・危険物なども含む)として処分することはできません。処分する際は、消火器リサイクル取扱窓口へ①直接持ち込む②回収を依頼する③「ゆうパック」を利用して消火器リサイクル取扱窓口へ送付する、のいずれかの方法をお願いします。

詳しくは、(株)消火器リサイクル推進センター(☎03-5829-6773)にお問い合わせください。

## 消防用設備等② 避難はしご

マンションなどで火災が発生し、避難する時には階段を利用することが一番安全ですが、階段が使えないという万が一の時のために、建物には「避難用の設備」が設置されています。

避難用の設備の中でも、マンションなどに設置されていることが多い「避難はしご」の使用方法を説明します。

※消防法により全ての建物に設置はされていません。皆さんが利用している建物に設置してあるか確認してみましょう。

『避難はしご』を使用する時は、  
3つの手順で行います。



- ① フタを開け、はしごを降ろす場所（下）に人がいないか確認します。
  - ② はしごのロックを外して、はしごを降ろします。
  - ③ はしごが下まで降りたことを確認して、階下に降ります。
- ※普段から、避難はしごの上や、はしごを降ろす場所に物を置かないようにしましょう。

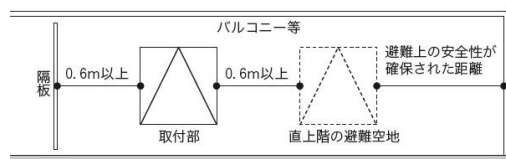
ベランダは、「いざ」、という時の「避難経路」です。

避難はしごの周りだけではなく  
避難はしごの下にも  
物は置けません！

また、住戸間のパーテーションも  
「避難通路」です。

パーテーションの前には  
物は置けません！

もう一度ベランダ周りを確認しま  
しょう！



**ベランダは大切な避難経路です！！**

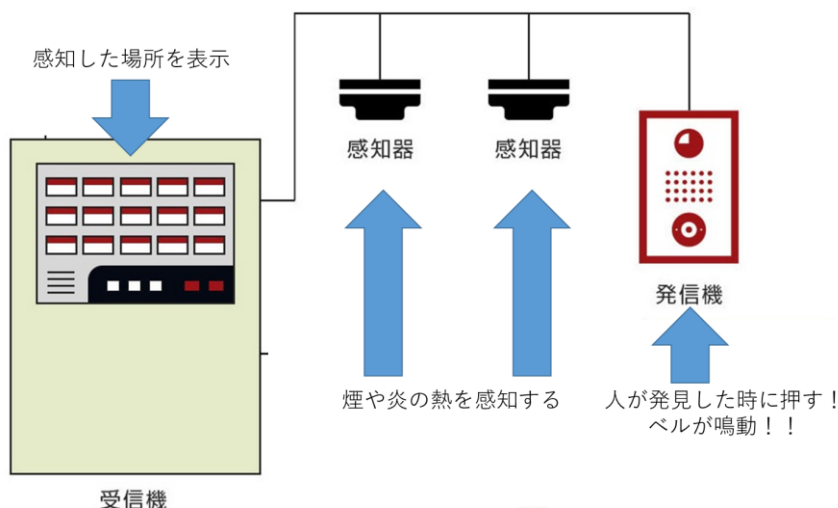
## 消防用設備等③ 自動火災報知設備

マンションなどで火災が発生した時、人が発見する前に機械が火災を感知し、建物全体に火災が発生していることを、知らせてくれる設備です。どこで火災が発生しているのかも分かるようになっています。

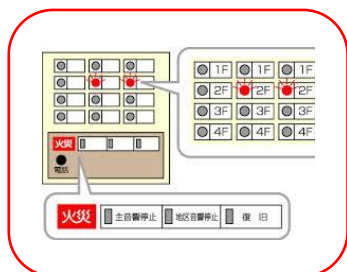
この設備は、建物の利用者が仕組みを知っていることがとても大切なものです。

※マンションなどでは、消防法により自動火災報知設備の設置が免除されている建物があります。皆さんが利用している建物に設置してあるか確認してみましょう。

『自動火災報知設備』が鳴動した場合、すぐに命を守る行動を！



自動火災報知設備が発見した場合 ※機械が発見したということは、かなり燃えています！



表示窓で  
場所を確認！

- 1 受信盤で火災の場所を確認する。  
(受信盤の表示と図面で場所を確認する)
- 2 場所を確認したら、2～3人で「消火器」を持って確認に行く。  
その他の人は、周りの人を落ち着かせる。  
「ただ今、場所を確認しています」など
- 3 実際に燃えていた場合、持って行った消火器で初期消火をするとともに、1人は火災の事実を周りに知らせる。  
「〇〇で火事だ」
- 4 消火・通報・避難の3つの行動に移る。

### ポイント

- ・ベルが鳴ったら火災が起きたと思うこと！
- ・ベルが鳴ったら素早く火災の行動に移ること！
- ・ベルが鳴ったら疑わないこと！「まさか」の行動の遅れが被害を拡大させます！

# 火災が発生した時の命を守る行動

もしも火災が発生した場合、命を守る行動にすぐに移ってください。

火災の煙や炎はあっという間に襲い掛かってきます。普段から避難経路の確認し、火災が発生した時の対策を、皆さんで話し合ひましょう。



煙の速さは1秒で約5m！人間の速さでは逃げ切れません！

## 煙の危険性

- ・煙に囲まれて、周囲が見えなくなる。
- ・周囲が見えなくなるので、避難経路が分からなくなる。
- ・猛毒性を持っているので、一呼吸で気絶してしまう。



## ★対処方法は？



普段から避難経路を確認する。



姿勢を低くし、体の中に入れないよう口を抑える

非常の際には、ここを破って  
隣戸へ避難出来ます  
この付近に物を置かないで下さい



- ・始めは玄関、玄関がダメならベランダへ！（ドアノブが熱いときは炎が迫ってきているサインです。ベランダへ避難しましょう。ベランダのパーテーションは蹴ると割れます）
- ・避難器具の位置を確認する。（避難器具がない場合は、住戸のガラスを割って避難します。これは緊急時の行為です。）



## マンション管理についてのQ&Aコーナー

**Q1 玄関扉や階段の扉が自然に閉まってしまうので、ストッパーを設置したい。**

A 扉が閉まらず廊下に炎や煙が広がり、避難が困難になり、他の住戸に燃え広がる危険性もあるので、できません。

**Q2 気分を変えるため壁紙を変えようかなあ。**

A 共用部分及び11階以上にお住まいの方は、壁紙の性能に制限があるので、壁紙を変える前に消防署へご相談ください。

**Q3 エアコンを設置したいので壁に穴を開けたい。新しく窓を設置したい。**

A 貫通部や窓から炎や煙が広がる恐れがあるので、窓などを設置したい場合は消防署へご相談ください。

**Q4 開放されている廊下に風雨を防止するスクリーンを設置したい。**

A 煙を排出することができず、廊下や階段からの避難ができなくなる可能性があるため、設置の計画がある場合は、消防署へご相談ください。

**Q5 バルコニーに家庭菜園を作りたい。**

A バルコニーには避難はしごが設置されており、大切な避難ルートになっています。避難はしごの周りや、隔てる板の前に物を置いてしまうと避難の障害になりますので以下の点に注意しましょう。

- ・避難はしごの上や避難はしごの下に物（もの干し竿など）を置かない
- ・パーティションの前には、エアコンの室外機や物置などを置かない

**Q6 インタホーンの調子が悪いので交換しよう。**

A 火災が発生した場合に火災と知らせる警報器と併用されている場合がありますので、交換する前に消防署へご相談ください。

**川越地区消防局予防課**

**TEL 049-222-0744**

<http://www.119kawagoechiku.jp>